

神戸女子大学健康福祉学部紀要投稿規定

2022年6月1日

1. 投稿者は、本学名誉教授、専任教員及び助手並びに大学院生とする。(ただし、紀要委員会より投稿依頼のあった者に関しては、執筆できるものとする。)
2. 学部学生及び学外共同研究者で研究自体と論文の内容に責任もてる者に関しては、第1条の規定にかかわらず、共著者(第二執筆者以下)とすることができる。
3. 論文掲載の可否に関しては、紀要委員会でレフリーを依頼し審査した後、紀要委員会で決定する。
なお、レフリーは健康福祉学部専任教員2名以上とするが、他学部専任教員に依頼することもできる。
4. 論文は総説、原著、研究ノート、調査報告、実践報告、資料、その他とする。
 - (a) 総説は、ある主題に関し、研究・調査論文を総括、解説したものとする。
 - (b) 原著は、独創的な研究で、問題提記、実験・調査・事例などに基づく研究成果と論理的考察をそなえた比較的まとまったものとする。
 - (c) 研究ノートは、研究の中間報告などであって考察・意見・提言などをまとめた原著論文の前段階にある論文とする。
 - (d) 調査報告は、栄養・健康増進・社会福祉に関する調査上の成果で報告する価値のある論文とする。
 - (e) 実践報告は、栄養・健康増進・社会福祉に関する実践活動の報告とする。
 - (f) 資料は、研究成果として記録にとどめておく価値のあるものとする。翻訳も含む。
 - (g) その他は、関連学術集会の報告・海外事情など、上記以外の論文とする。
なお、この区分は、原則として投稿者自身が指定する。ただし、紀要委員会と投稿者の協議により区分を変更することがある。
5. 論文は日本語(以下、和文という)でも外国語でもよい。
 - (a) 和文については、特別の場合を除き、常用漢字、現代かなづかいを用いること。
 - (b) 外国語については、特段の事情がない限り、英語を基本とする。ただし、研究内容的に英語以外の言語がより好ましいと判断される場合は、この限りではない。外国語で執筆する場合は、和文のアブストラクトを本文前に掲載することを必須とする。
6. 論文の長さは本文・図表を含め20,000字以内を原則とする。なお、注と引用文献は20,000字に含まない。図表は1点につき600字に換算し、1頁全体を使用する図表は1,600字換算とする。原稿執筆にあたり、原則として縦置きA4版に横書きで、1頁1,600字(40字×40行、余白は上・下は各30ミリ、左・右は各20ミリ)で作成したデータを提出する。
7. 人及び動物が対象である研究の場合、本学の間人を対象とする研究倫理委員会及び動物実験委員会の承認を事前に得て、その旨を本文中に明記する。
8. 投稿論文においては、他者との利益関係の有無について、「利益相反」の欄を設けて記載する。利益相反状態が存在しない場合には、「本研究における利益相反は存在しない」と記載する。
9. 投稿は、原稿3部(1部は紀要委員会用、残り2部は査読用)とともに、タイトル・投稿者名(1部のみ、2部はマスキングする)・投稿のジャンルを指定した表紙を付けて、投稿締め切り日までに紀要委員長に提出する。なお、査読による修正を終了し、掲載が決定した後は、デジタルデータ及びプリントアウトした原稿1部を提出する。
10. 校正は2校までとし、投稿者自身が行う。ただし、内容、組版および印刷日程に大きな影響を与えるような新たな加筆・変更は行わないこと。なお、遺漏がないことを確認できれば、初校で完了としても差し支えないものとする。
11. 投稿論文の募集は毎年6月に行い、紀要投稿予定申込書の提出締め切りを9月末日とする。原稿の提出締め切り期限は11月末日とする。なお、論文掲載の可否に関しては、12月末日までには各執筆者へ通知するものとする。
12. 紀要は原則として毎年3月に刊行することとする。ただし、諸般の事情により、4月以降に持ち越されることがある。
13. 別刷は掲載論文1編につき30部とする。それ以上は各著者の負担とする。
14. 上記の規定にかかわらず、問題が生じた場合、紀要委員会は適宜、必要な対応を行うこととする。なお、紀要委員会は、校正作業が円滑に進んでいるかを、適宜、業者との間で確認することとする。
15. 著作権については、①記載論文の著作権は、神戸女子大学健康福祉学部に帰属する。ただし、著者自身が使用する場合はこの限りではない。②紀要を電子化する場合には、電子化および本学リポジトリで全文を公開することについて了承したものとする。
16. 本規定は、紀要委員会の提案により、学部教授会の承認を得ることで、改定を行うものとする。
17. 本規定は、2008年6月より有効とする。
18. 本規定は、2011年6月1日より有効とする。
19. 本規定は、2017年4月1日より有効とする。
20. 本規定は、2018年6月1日より有効とする。
21. 本規定は、2020年7月1日より有効とする。
22. 本規定は、2022年6月1日より有効とする。